

## 令和3年土幌町議会第3回定例会

### 1 議事日程第3号 令和3年9月9日(木曜日) 午後2時20分

日程番号1 会議録署名議員の指名

日程番号2 認定第1号 令和2年度土幌町一般会計歳入歳出決算認定

日程番号3 認定第2号 令和2年度土幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定

日程番号4 認定第3号 令和2年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定

日程番号5 認定第4号 令和2年度土幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定

日程番号6 認定第5号 令和2年度土幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定

日程番号7 認定第6号 令和2年度土幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定

日程番号8 認定第7号 令和2年度土幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

日程番号9 認定第8号 令和2年度土幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定

日程番号10 追加議案第17号 備品購入契約の締結について

日程番号11 会議案第2号 土幌町議会会議規則の一部を改正する規則案

日程番号12 意見素案第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財政の充実を求める意見書

日程番号13 意見書案第7号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書  
(閉会中継続調査申出書)

### 2 出席議員(12名)

1番 加藤 宏一	2番 河口 和吉	3番 大西 米明	5番 伊藤 健蔵
6番 清水 秀雄	7番 牧野 圭司	8番 曾我 弘美	9番 中村 貢
10番 森本 真隆	11番 大野 明	12番 矢坂 賢哉	13番 秋間 紘一

### 3 欠席議員(0名)

### 4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

町長	小林 康雄	教育長	土屋 仁志
代表監査委員	佐藤 宣光		

### 5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	高木 康弘	総務企画課長	亀野 倫生
会計管理者	上野 清子	町民課長	藤内 和三

保健福祉課長	藤村 延	健康介護担当課長	三島 裕子
産業振興課長	西野 孝典	建設課長	田中 敏博
建設課施設担当課長	上山 英樹	子ども課長	角田 淳二
特老施設長	齋藤 英雄	病院事務長	増田 達也
消防署長	土屋 政勝		

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事	川口 久	教育課長	小野寺 務
給食センター所長	加納 正信	高校事務長	木下 雅子

7 農業委員会委員長の委任を受けて出席した者

事務局長	若原 裕
------	------

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	佐藤 慶岩	総務係長	猪狩 賢明
------	-------	------	-------

9 会議録

会 議 の 経 過

(午後 2時20分)

1	秋間議長	<p>ただいまの出席議員は12名であります。</p> <p>定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p> <p><b>日程第1、会議録署名議員の指名</b>を行います。</p> <p>本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番、森本真隆議員及び11番、大野明議員を指名します。</p>
2・3 4・5 6・7 8・9	猪 狩 総務係長	<p><b>日程第2、認定第1号から日程第9、認定第8号までの8件を一括議題</b>といたします。</p> <p>議題としている8件について、去る9月7日に設置した決算審査特別委員会委員長より審査報告書が提出されておりますので、職員に朗読させます。</p> <p>士幌町議会議長、秋間紘一様。</p> <p>決算審査特別委員会委員長、加藤宏一。</p> <p>決算審査特別委員会審査報告書。</p> <p>認定第1号 令和2年度士幌町一般会計歳入歳出決算認定、認定第2号 令和2年度士幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定、認定第3号 令和2年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定、認定第4号 令和2年度士幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定、認定第5号 令和2年度士幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定、認定第6号 令和2年度士幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定、認定第7号 令和2年度士幌町公共</p>

下水道事業特別会計歳入歳出決算認定、認定第8号 令和2年度土幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定。

委員会は、上記議案を審査した結果、次のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記、認定第1号、認定すべきものと決定。認定第2号、認定すべきものと決定。認定第3号、認定すべきものと決定。認定第4号、認定すべきものと決定。認定第5号、認定すべきものと決定。認定第6号、認定すべきものと決定。認定第7号、認定すべきものと決定。認定第8号、認定すべきものと決定。

以上です。

秋間議長 ただいま朗読した報告について決算審査特別委員会委員長の補足説明があれば許します。加藤宏一委員長、登壇願います。

加藤委員長 決算審査特別委員会に付託された決算審査の経過と結果について補足説明を申し上げます。

去る9月7日に開かれた第3回定例会において本委員会へ付託され、9月9日まで決算審査特別委員会を開催し、理事者の説明後に審査に入り、質疑、討論を経て、お手元に配付の報告書のとおり結論を得た次第です。議長及び議会選出監査委員を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会でありますので、審査の詳細報告は省略させていただきます。

採決の結果、付託を受けた各会計とも原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、本委員会に付託された決算審査の経過と結果を申し上げ、補足説明といたします。

秋間議長 ただいま報告の議件については、決算審査特別委員会において十分に審議が尽くされておりますので、質疑を省略し、一括して討論及び採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。

これから討論を行います。ありませんか。

(なし)

秋間議長 討論なしと認めます。

これから認定第1号から第8号までの8件を一括して採決します。本件に対する委員長審査報告は、認定すべきとするものであります。したがって、本件は委員長報告のとおり認定することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から第8号までの8件について委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第10、追加議案第17号「物品購入契約の締結について」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

高木副町長 議案第17号 物品購入契約の締結について説明をいたします。  
これは、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議決を求めるものであります。

契約の目的は国保病院の介護浴槽の購入でありまして、契約の方法は指名競争入札であります。契約の相手方は帯広市西3条南16丁目18番2号、株式会社ムトウ帯広支店支店長、岡田智宏、契約金額は770万円であります。

次のページの説明資料を御覧願います。入札執行日時は令和3年8月31日午前9時、指名業者は株式会社常光ほか、記載の2社であります。入札経過は第1回決定、予定価格は789万8,000円、落札率は97.49%、最高入札金額は836万円でした。概要は、介護浴槽本体1台、介護浴槽用搬送車2台、購入期限は令和4年1月31日でございます。

以上、簡単ですが、説明といたします。

秋間議長 加藤議員 これから質疑を行います。ありませんか。1番、加藤議員。

入札金額はいいのですけれども、介護浴槽が1台で搬送運搬車が2台ということはどういうことか、浴槽2つで搬送車が2つというのなら分かるのだが、浴槽が1つで運搬車が2台必要なのはどのような理由なのでしょうか。

秋間議長 病院事務長。

国保病院事務長、増田よりお答えをさせていただきます。

増田病院事務長 リフト、車椅子搬送車が2台ということでございますが、続けて患者様が入浴するのに準備等ございます。出た後もすぐ次の方を入れるわけでありまして、2台導入をしましてスムーズな入浴ができるというものでございます。

以上です。

秋間議長 加藤議員。1番、加藤議員。

加藤議員 というのは、これは浴槽を運ぶのではなくて利用される方を運ぶためのものですよね。そうすると、記載の言葉とちょっと違う。これだと浴槽用搬送車になるのだが、浴槽を運ぶわけではないのでしょうか、今の説明だと。どうなのだろう。

増田病院事務長 浴槽は固定をされておりますので、そこに患者様を乗せて搬送車ごと入浴できるものでございますので、患者様を乗せて入浴する台ということでございます。

秋間議長 そのほかありますか。よろしいですか。

(なし)

秋間議長 それでは、質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

秋間議長	<p>討論なしと認め、これから追加議案第17号を採決します。          本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。          (異議なし)</p>
秋間議長	<p>異議なしと認めます。          したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
1 1	<p><a href="#">日程第11、会議案第2号「土幌町議会会議規則の一部を改正する規則案」</a>を議題といたします。</p>
佐藤議会 事務局長	<p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。議会事務局長。          議会事務局長、佐藤より説明申し上げます。          会議案第2号を御覧ください。令和3年9月9日。          土幌町議会議長、秋間紘一様。          提出者、土幌町議会議員、清水秀雄。賛成者、土幌町議会議員、伊藤健蔵、同じく、中村貢、同じく、森本真隆、同じく、加藤宏一。          土幌町議会会議規則の一部を改正する規則案の提出について。          上記の議案を地方自治法第112条及び土幌町議会会議規則第14条の規定により提出します。          2ページに移りまして、下段になります。この改正につきましては、全国町村議会議長会が定める標準町村議会会議規則が一部改正されたことに伴い、規則を改正するものであります。          3ページ、説明資料、新旧対照表を御覧ください。欠席の届出、第2条1項は、議員活動と家庭生活との両立を支援するため、議会への欠席事由を現行「事故のため」から改正案「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」と定め、2項には、女性議員の母性保護の観点から、出産予定日の8週間前の日から当該出産の日後8週間を経過する範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができるを新たに追加するものであります。          89条では、議会への請願手続をこれまでは請願者に一律求めていた押印の義務づけを見直し、現行「押印しなければならない」を改正案「署名又は押印しなければならない」に改めるものです。          2ページに戻りまして、附則として、この規則は、公布の日から施行するものであります。</p>
秋間議長	<p>以上、会議案第2号の説明を終わります。          これから質疑を行います。ありませんか。          (なし)</p>
秋間議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。          (なし)</p>
秋間議長	<p>討論なしと認め、これから会議案第2号を採決します。          本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。          (異議なし)</p>

1 2	秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第12、意見書案第6号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財政の充実を求める意見書」を議題とします。</p> <p>なお、意見書案第6号については、朗読及び提案者の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。</p>
		(異 議 な し)
	秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>これから質疑を行います。ありませんか。</p>
		(な し)
	秋間議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p>
		(な し)
	秋間議長	<p>討論なしと認め、これから意見書案第6号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
		(異 議 な し)
1 3	秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第13、意見書案第7号「国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書」を議題といたします。</p> <p>なお、意見書案第7号については、朗読及び提案者の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。</p>
		(異 議 な し)
	秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>これから質疑を行います。ありませんか。</p>
		(な し)
	秋間議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p>
		(な し)
	秋間議長	<p>討論なしと認め、これから意見書案第7号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
		(異 議 な し)
	秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>「閉会中継続調査申出書」を議題といたします。</p> <p>議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続調査申出がございます。</p> <p>お諮りします。各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。</p>
		(異 議 な し)
	秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p>

したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(異 議 な し)

秋間議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年第3回土幌町議会定例会を閉会いたします。

(午後 2時37分)